

令和5年度第4回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和5年9月27日(水)  
18:30～20:30  
場 所 高津市民館 大会議室

次 第

- 1 開会 (18:30～18:35)
- 2 報告事項
  - (1) 専門部会報告 (18:35～18:45) 【資料1】
  - (2) 第3回定例会報告事項への質問・意見について 【資料2】
    - ・ (仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について
    - ・ 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について(18:45～19:15)
  - (3) 文化財等関連施設の見学について 【資料3】  
(19:15～19:20)
- 3 協議事項
  - (1) 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について 【資料4】  
(19:20～20:20)
- 4 その他 (20:20～20:25)
- 5 閉会 (20:25～20:30)

※ ( ) 内は質疑応答を含む想定時間



## 令和5年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第1回		第2回		第3回		第4回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月16日	○						
2	幸市民館	6月29日	○						
3	中原市民館	6月23日	○						
4	高津市民館	6月23日	○	10月17日					
5	宮前市民館	7月14日	○						
6	多摩市民館	7月24日	○						
7	麻生市民館	5月17日	○	8月2日	○				
8	有馬・野川生涯学習支援施設								
9	図書館	6月14日	○						
10	日本民家園	5月28日	○	7月22日	○				
11	青少年科学館	6月28日	○						
12	青少年教育施設								

○・・・提出済

## 専門部会審議報告書

部 会 名	第 1 回 川崎市社会教育委員会議 幸市民館専門部会
開催日時	令和 5 年 6 月 2 9 日 (木) 午後 2 時～午後 4 時 3 0 分
場 所	幸市民館第 1 会議室
出席者	<p>&lt;委員&gt; 浦山委員、梅原委員、大塚委員、片岡委員、柴田委員、夏井委員、松井委員</p> <p>(欠席：小泉委員)</p> <p>&lt;事務局&gt; 加藤幸市民館長、鈴木日吉分館長、松本社会教育振興係長、松下管理担当係長</p>
議事項目	<p>(1) あたらしい幸市民館・図書館を考えるワークショップについて</p> <p>(2) 摘録の確認について</p> <p>(3) 管理運営実施状況等について</p> <p>(4) 社会教育振興事業について</p> <p>ア 幸市民館社会教育振興事業</p> <p>イ 日吉分館社会教育振興事業</p> <p>(5) 調査・審議事項について</p>

### 決定・確認事項

- (1) 生涯学習推進課から開催概要について説明後、各委員からの質問や意見がなされた。
- (2) ～(4)の項目について  
事務局等から報告を行い、各委員から質問や意見がなされた。
- (5) 調査・審議事項について  
審議のテーマに基づく報告書の作成について今後の進め方について意見がなされた。

### 主な意見

- (1) あたらしい幸市民館・図書館を考えるワークショップについて
  - ・5年後とかではなく、改修前に直ぐにでも改善できる課題とに分けて考えることも必要。
- (3) 管理運営実施状況について
  - ・Wi-Fi の利用方法や、利用状況について確認。当日申請書を受付に提出すればルーター貸し出しするが仮に申請が重なり無線がなくても有線での利用が可能な状態にはなっている。
- (4) 社会教育振興事業について
  - ・市民自主事業についてはどの企画も2月の企画提案会・選考会での委員から意見等が反映された形で実施されている様子で応募も多数あるようで良かった。
- (5) 調査・審議事項について
  - ・今回各委員から提出された課題を章立ての中に入れ込み、事前に一部委員に確認してもらったものを次の部会で、議論、整理。その後、各章の受け持ちを分担していきたい。
  - ・「幸市民館・日吉分館の学級・講座・事業の現状と分析」についても市民館アンケート等から報告書に取り入れたい。

### その他

傍聴者：なし

# 市民館・図書館の指定管理者制度導入に関するアンケート集計結果について

麻生市民館専門部会勉強会  
(麻生市民館専門部会有志)  
(報告資料作成及び報告:角田季美枝)

麻生市民館専門部会定例会  
2023年8月2日

# 麻生市民館専門部会勉強会 & 今回のアンケート実施の経緯

- ・麻生市民館専門部会の有志
- ・指定管理者制度の検討・協議は「専門部会では不適切」といわれた  
(理由:市としての決定で変えることはできないため、麻生区だけで検討する話題ではない)
- ・指定管理者制度についてよくわからない、指定管理者制度が導入されても「麻生区らしい」市民館にしてほしいとの要望をまとめたい⇒有志で勉強会を実施しよう！
- ・市民館・図書館の利用者の声を聞きたい⇒サークル祭があるので、その参加者を中心にアンケートを実施しよう！

# 呼びかけ文

2022年8月、川崎市は全市の市民館・図書館に指定管理者制度を導入するという文書「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を公表しました。現在、市民館・図書館は市の直営を基本として一部、施設管理・窓口業務を中心に民間事業者等を活用していますが、管理・運営を一括して民間事業者等に任せるのが「指定管理者制度」です。指定管理者制度導入によってどのような市民館・図書館になるのか、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」の記述からは具体的な内容がよくわかりません。

そこで、市民館・図書館の利用者のみなさんに、今後の市民館・図書館の管理・運営や利用についてのご意見を伺いたく、アンケートを実施することといたしました。アンケートの回答につきましては、集計した結果を何らかの形で報告できればと思っております。

ご多忙とは思われますが、以下、ご回答にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

麻生市民館専門部会有志

(※専門部会は市民館が市民にとってより良い施設、運営になるよう、各区が設置している会議です)

2023年5月31日



### 実施期間・調査方法

#### ①アンケート用紙

- ・6月2日～7月20日
- ・有志が目的を口頭で伝えて配布(一部郵送)
- ・市民館に設置している回収箱に入れる
- ・回収箱のそばに回答用紙と鉛筆を設置

#### ②Googleフォーム

- ・6月2日～7月7日23:59
- ・有志が目的を伝えてQRコードと回答先リンクをメールもしくはLINEで配布
- ・全問必須回答

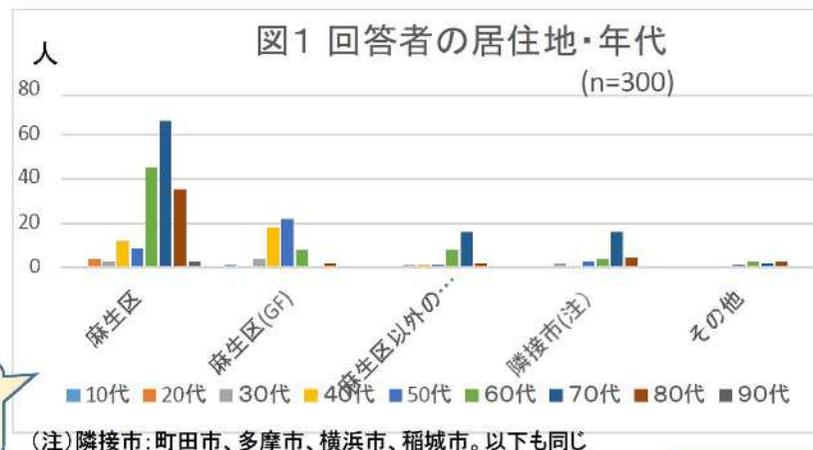
### 回収状況

アンケート用紙:257(うち有効245)有効回収率95.3%  
 Googleフォーム:55

### 回答者年代・居住地

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計
麻生区	0	4	3	12	9	45	66	35	3	177
麻生区(GF)	1	0	4	18	22	8	0	2	0	55
麻生区以外の川崎市	0	0	1	1	1	8	16	2	0	29
隣接市(注)	0	0	2	0	3	4	16	5	0	30
その他	0	0	0	0	1	3	2	3	0	9
合計	1	4	10	31	36	68	100	47	3	300
合計(割合)	0%	1%	3%	10%	12%	23%	33%	16%	1%	100%

(注)隣接市:町田市、多摩市、横浜市、稲城市。以下も同じ



一番多かったのは、70代

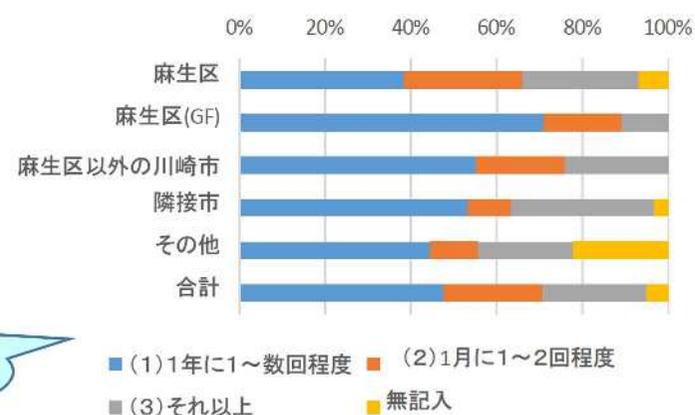
麻生区だけでは232人(全体の77%)

### Q1 麻生市民館の利用頻度は？(SA)

	(1)1年に1～数回程度	(2)1月に1～2回程度	(3)それ以上	無記入	合計
麻生区	68	49	48	12	177
麻生区(GF)	39	10	6	0	55
麻生区以外の川崎市	16	6	7	0	29
隣接市	16	3	10	1	30
その他	4	1	2	2	9
合計	143	69	73	15	300
合計(割合)	48%	23%	24%	5%	100%

どの居住区分でも一番多いのは1年に1～数回程度。3回以上の利用は麻生区以外に多そう

### 図2 麻生市民館の利用頻度

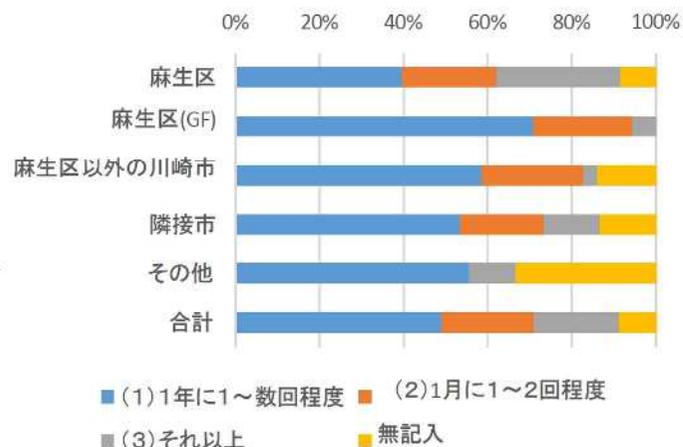


Q2 麻生図書館の利用頻度は？(SA)

	(1)1年に1～数回程度	(2)1月に1～2回程度	(3)それ以上	無記入	合計
麻生区	70	40	52	15	177
麻生区(GF)	39	13	3	0	55
麻生区以外の川崎市	17	7	1	4	29
隣接市	16	6	4	4	30
その他	5	0	1	3	9
合計	147	66	61	26	300
合計(割合)	49%	22%	20%	9%	100%

どの居住区分でも一番多いのは1年に1～数回程度。3回以上の利用は麻生区民が多そう

図3 麻生図書館の利用頻度



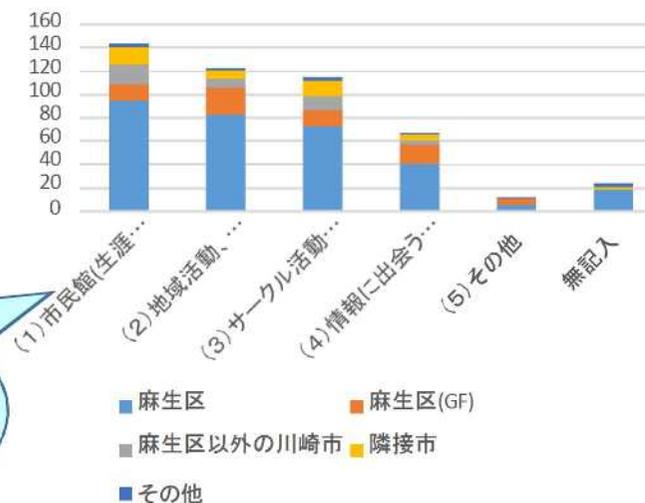
Q3 麻生市民館の利用目的は？(MA)

	(1)市民館(生涯学習支援課)が関わる公的な学びの講座やイベントへの参加	(2)地域活動、サークル活動、市民活動等で仲間と会い、活動を行うため	(3)サークル活動団体、市民活動団体などが主催する講座やイベントに参加する	(4)情報に出会う場(ふらっと来て市民館や区内、市内、県や国などの情報)	(5)その他	無記入
麻生区	95	83	73	41	6	19
麻生区(GF)	14	23	14	16	5	0
麻生区以外の川崎市	17	8	12	4	0	0
隣接市	15	7	13	5	0	2
その他	3	2	3	1	1	3
合計	144	123	115	67	12	24

どの居住区分でも一番多いのは市民館がかかわる公的な学びの講座、イベントへの参加。サークル活動団体や市民団体による講座やイベントへは麻生区民以外も多く参加している

◆ Q3(5)の内容  
利用していない  
コンサート  
集会  
絵、写真などの展示を見る  
あさお福祉まつり、あさおまつり  
事情によりこの十年近くは利用出来なかった  
会議等

図4 麻生市民館の利用目的



Q4 麻生図書館の利用目的は？(MA)

	(1)読みたい本を読んだり借りたりするため(児童書含む)	(2)書架を巡りながら様々な本に出会える楽しみ	(3)知りたいことや郷土誌や地域の調査や研究に資する本の相談を	(4)雑誌や新聞を読むため	(5)読み聞かせなどに参加するため	(6)その他	無記入
麻生区	129	53	31	43	13	11	26
麻生区(GF)	46	16	6	6	0	3	0
麻生区以外の川崎市	14	7	4	2	2	4	5
隣接市	8	4	3	6	0	3	10
その他	1	1	1	3	1	0	5
合計	198	81	45	60	16	21	46

◆Q4(6)の内容

不利用

多摩区在住なので、これから考えたい。  
以前は調べ物をするのに利用。今はネットで電話番号簿で他地域のことを調べることもある。

利用していない

パンフレット類などの地域の紙情報収集の為

手話サークル

おはなしたまてばこのコーナー(本の紹介など)を楽しむため

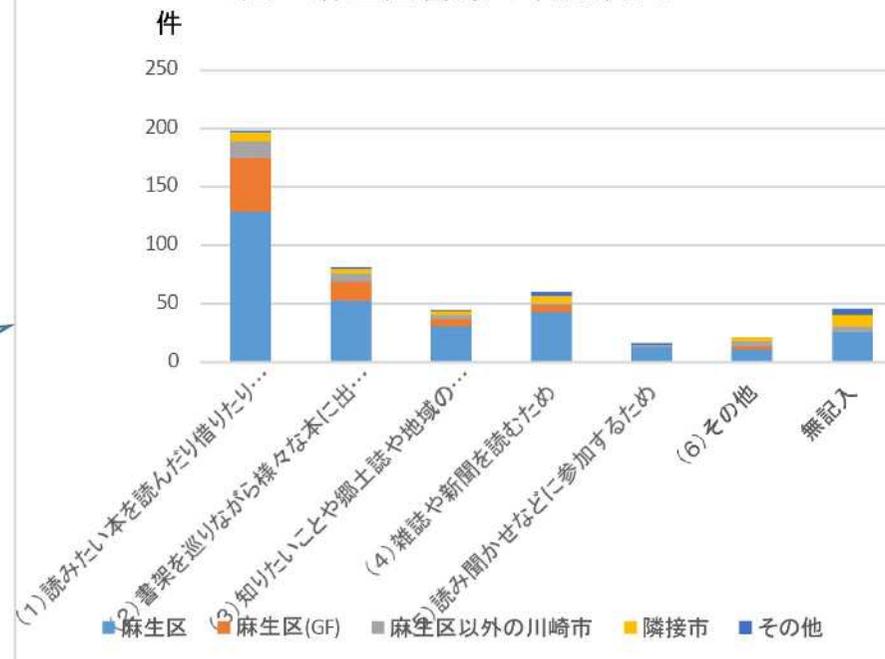
トイレ

CDの貸し出し

音読ボランティア

どの居住区分でも一番多いのは読みたい本を借りるため。図書館の専門職がかかわる相談の利用は四番目

図5 麻生図書館の利用目的



Q5 市民館・図書館の運営について利用者として意見を述べたいか？(SA)

	(1)述べたい	(2)述べたくない	(3)わからない	無記入	合計
麻生区	59	9	84	25	177
麻生区(GF)	11	11	33	0	55
麻生区以外の川崎市	10	4	11	4	29
隣接市	6	5	18	1	30
その他	3	0	3	3	9
合計	89	29	149	33	300
合計(割合)	30%	10%	50%	11%	100%

◆余白の自由記述

利用する人に割安の駐車券が欲しい  
 駐車料金が高すぎる  
 図書館に大きな文字の本を増やしてほしい。駐車場をもっと安くしてほしい。  
 相模原市なので(今日はコンサートに来ました)。  
 駐車料(原文ママ)の料金が公共施設にかかわらず高すぎる  
 駅にバス通りを渡らなくて良いように歩道橋をつけてほしい。1つあるが遠回りです。  
 診療所のエレベーターを常に開放してほしい。年寄、階段は大変。大回りすればいいといわれるかもしれないが。  
 反対署名運動をしたらどうでしょうか？  
 交流会があればお互いこいいのでは  
 プラス面になるように  
 利用者目線は大事  
 メヤス箱あるといいのに  
 自由に入れられる箱がほしいです  
 他の地域の図書館や市民館とくらべてみると残念なこともある。意見のいえる場がほしい

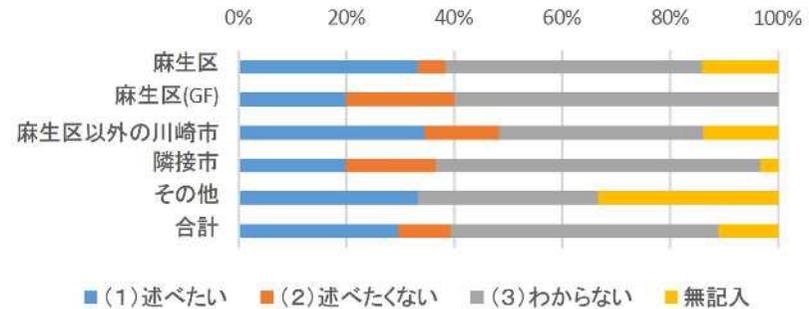
Q6 川崎市の市民館・図書館への指定管理者制度導入を知っているか？(SA)

	(1)知っている	(2)知らない	無記入	合計
麻生区	43	132	2	177
麻生区(GF)	16	39	0	55
麻生区以外の川崎市	7	22	0	29
隣接市	2	26	2	30
その他	1	8	0	9
合計	69	227	4	300
合計(割合)	23%	76%	1%	100%

◆余白の自由記述  
 今日知りました

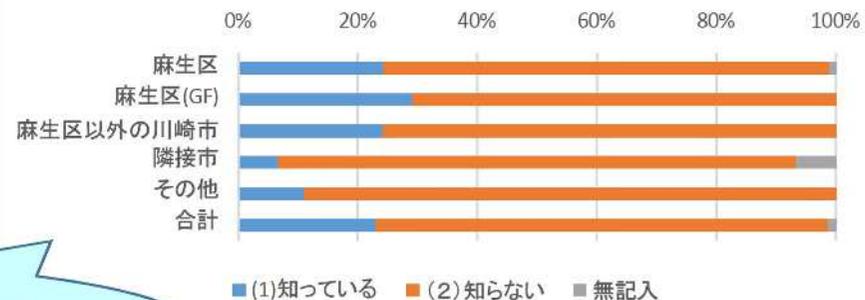
一番多いのは「知らない」。麻生区民だけでは74%が「知らない」

図6 市民館・図書館の運営への利用者としての意見



どの居住区分でも一番多いのは「わからない」。どのような意見なのか、尋ねていないのに、余白に書いてあった内容は積極的な意見として紹介しておく

図7 川崎市の市民館・図書館への指定管理者制度導入の認知



Q7 指定管理者制度について知っているか？(SA)

	(1)知っている	(2)知らない	無記入	合計
麻生区	49	125	3	177
麻生区(GF)	14	41	0	55
麻生区以外の川崎市	12	17	0	29
隣接市	5	23	2	30
その他	2	7	0	9
合計	82	213	5	300
合計(割合)	27%	71%	2%	100%

◆余白の自由記述

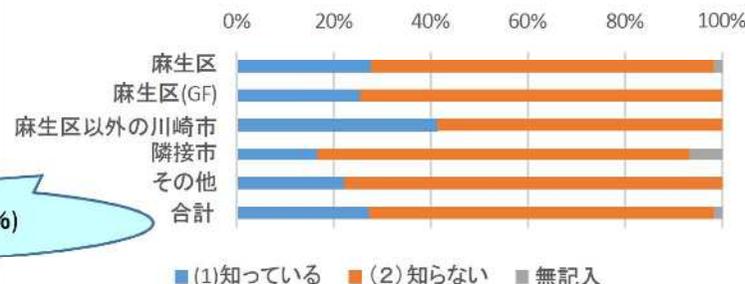
前頁を読み、大まかにつかみました。

民営化、半官半民のような事ですか。

お金があるが図書館や市民館の内容をしらない会社がうけるのがとてもヤダ

一番多いのは「知らない」(麻生区民は72%)

図8 指定管理者制度についての認知



Q8 麻生市民館への指定管理者導入の留意点は？(MA)

	(1)社会教育施設としての公共性・公平性・専門性	(2)公的で自由な学びの場(各講座やイベント、研修など)の継続	(3)各区それぞれが抱える地域課題への各区らしい対応	(4)施設の利用のしやすさ(快適性、利便性、ルールの弾力的運用)の向上	(5)指定管理者の運営や評価について市民(利用者)の意見が反映されるシス	(6)お気づきの点があれば	無記入
麻生区	107	110	54	105	88	13	21
麻生区(GF)	30	41	19	40	23	0	0
麻生区以外の川崎市	19	18	7	15	12	5	2
隣接市	9	13	4	13	4	0	8
その他	4	2	1	3	2	1	2
合計	169	184	85	176	129	19	33

◆自由記述

(5)に於て管理者の交代もスムーズに為されるようにと思います。

区民が何を必要とし何を望んでいるかのアンケート調査を行い、それを考慮したシステムや内容を考えるべきだと思います。安価で平等。できれば無料

できれば無料

(1)が継続的に維持されること。突然破たんすることのない様に特に配慮してほしい。

導入されてみない？

民間に移すことを一日も早く市民に伝えてほしいです。

できれば直営が望ましい

(1)~(5)は市直営でも指定管理者制度どちらでも留意しなければならないと思う。

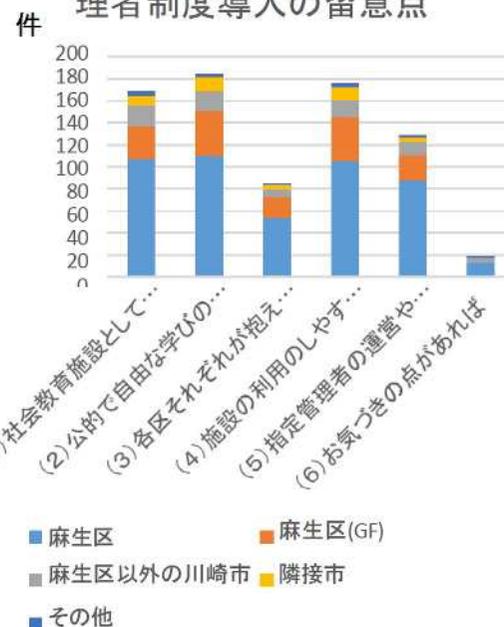
目的がないと行けない場所ではない場所

社会教育の専門家を継続的に育てる環境を作ること。いきがい搾取にはなりません。

委員会を作り、その数を市民から必ず同数出しすべての決定を委員会に委ねること。

社会教育施設は市民にとり重要な役割を果たす大事な場所です。市が市民に責任ある運営をして頂きたいと思います。

図9 麻生市民館への指定管理者制度導入の留意点



利用者のモラルも向上してほしい

民間業者に任せるだけでなく、区、市がしっかりと指導力を発揮することが必須とおもいます(当然利用者の意見も反映しつつ)

来館して、まず、問い合わせをする事務所は市民館の顔です。市民に寄り添う態度、姿勢が大切です。

導入すべきではない(専門家が育たない)

Q9 麻生図書館への指定管理者制度導入の留意点は？(MA)

	(1)社会教育施設としての公共性・公平性・専門性	(2)相談事業の継続	(3)各区それぞれが抱える地域課題への各区らしい対応	(4)施設の利用のしやすさ(快適性、利便性、ルールの弾力的運用)の向上	5)指定管理者の運営や評価について市民(利用者)の意見が反映されるシステム	(6)お気づきの点があれば	無記入
麻生区	114	63	59	109	81	15	23
麻生区(GF)	34	16	23	45	25	1	0
麻生区以外の川崎市	17	8	9	19	12	4	3
隣接市	13	2	8	12	4	1	7
その他	3	1	1	3	3	0	3
合計	181	90	100	188	125	21	36

◆自由記述

本の点検。汚れetc他と比べひどい。

多少新書が少なくなったから入れ替えてほしい

直営にすべきである

郷土資料があること。図書館の基本的機能(資料の収集と保存)を保つ司書がいること

働く人の条件がきちんと守られるか。目にみえないところだが、めぐりめぐって図書館の質に反映されると思います。

海老名市(?)の図書館のように商業的になりすぎない方がよいと思います。

遠方の人には来にくい

民間業者に任せるだけでなく、区、市がしっかりと指導力を発揮することが必須とおもいます(当然利用者の意見も反映しつつ)

利用者同志、職員と共によりよい図書館とするために話し合う懇談会を実施してほしい

指定管理が勝手に図書の選書はだめ。委託料の明確化(税金です)

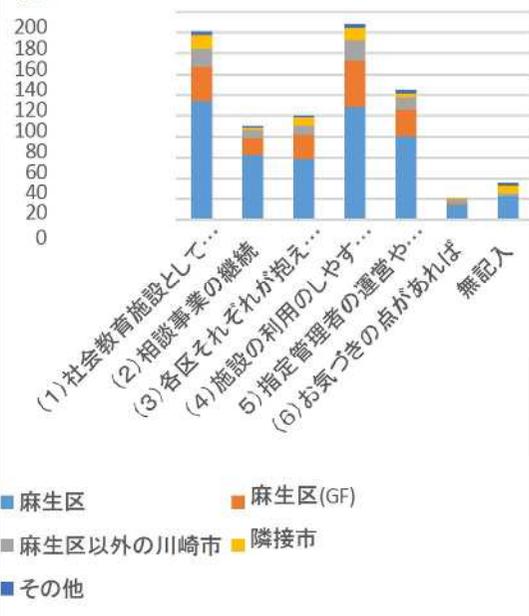
NDCは使ってほしい

どこの部署から来るかわからない公務員より専門性があるのでは

専門職の配置。図書館司書資格

蔵書をふやし専門書増

図10 麻生図書館への指定管理者制度の留意点



市民館では(1)(2)(4)、図書館では(1)(4)が多い。また、どちらも(5)についての要望も高い。自由記述では、市がしっかりと管理をして指導してほしい、それぞれの専門性を生かしてほしいという意見も見られる(図書館については選書、分類など具体的な意見も)。また、働く人の労働環境についての危惧も書かれている

Q10 市民館、図書館への指定管理者制度導入について説明会は必要？(SA)

	(1)必要だ と思う	(2)必要だ と思わない	(3)わから ない	無記入	合計
麻生区	130	10	34	3	177
麻生区(GF)	33	9	13	0	55
麻生区以外の川崎市	20	4	5	0	29
隣接市	16	1	12	1	30
その他	6	1	2	0	9
合計	205	25	66	4	300
合計(割合)	68%	8%	22%	1%	100%

◆余白の自由記述

説明会開催するなら土日祝にして下さい

大きな理由はなに？

導入の大きな理由が知りたい

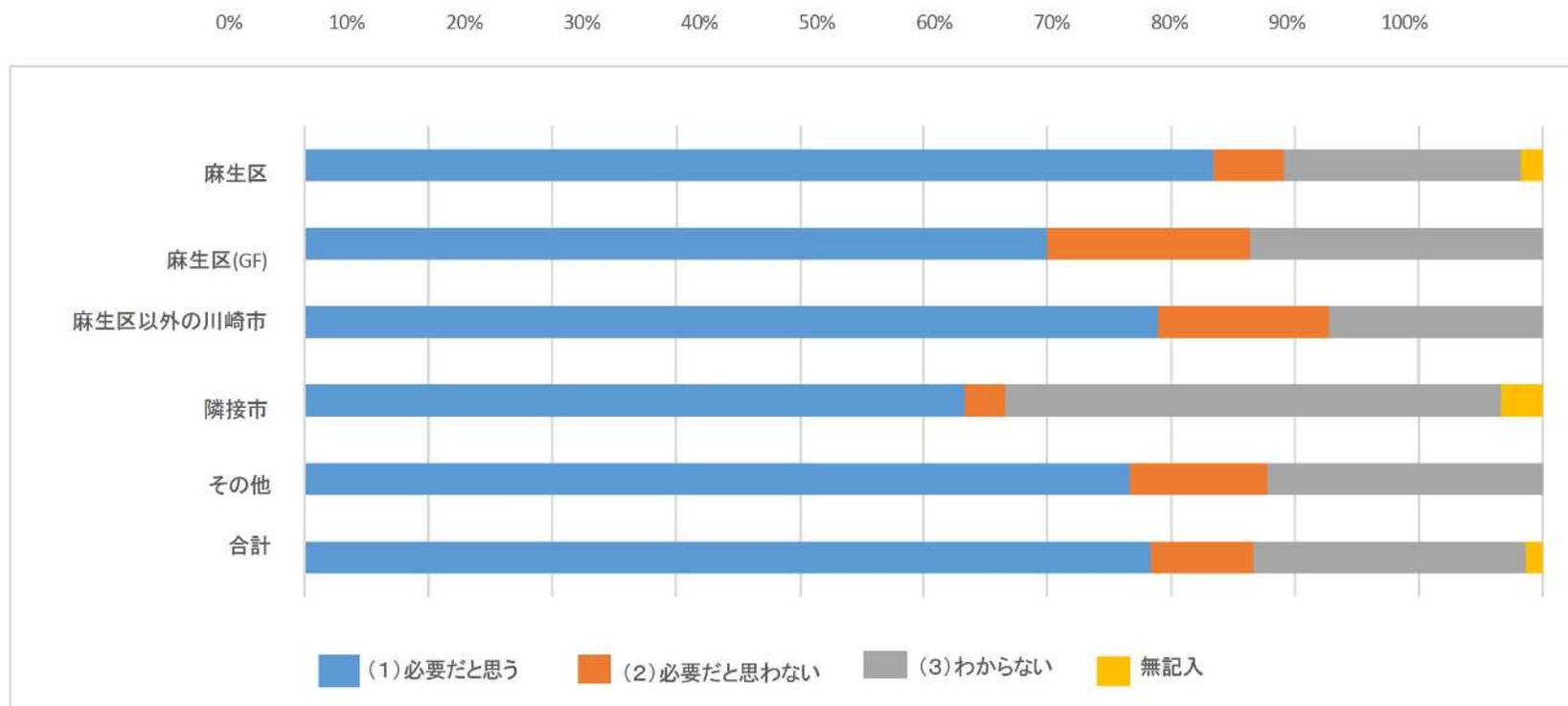
川崎市はいつも市民が知らないうちに物事がどんどん決ってしまう

なぜそうするのか知りたい

利用者の声を聞く制度がほしい

どの居住区分でも「必要だと思う」が一番多い。麻生区民だけでは70%が「必要だと思う」。こちらの問いでは理由を尋ねていないのに、余白に意見の記入があるので、紹介しておく

図11 市民への説明の必要性



## 第3回定例会報告事項への質問・意見について

## 「(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について」に対する社会教育委員からの意見一覧

番号	媒体	名前	区分	意見	市の考え方
1	意見書	山本洋子	質問	<p>現状と同様となっておりますが、労働会館（サンビアン）の申し込みは一年前の申し込み同日の申請で抽選に外れた場合何度も申請に行かなくてはならず、以前は抽選にあたるまで、何日も通いました。</p> <p>幸市民館の場合はご案内と同じ月の1日にその月の申請ができますが、どうして申請方法が違うのでしょうか？指定管理者の違いですか？現状と同様ならまた何度も通わなければならないのですか？できる事なら統一でお願いしたいです。</p>	<p>労働会館は経済労働局の施設となっており、教育委員会の施設である市民館とは施設目的や設置経過が違うことから申請方法が異なっています。申請方法等は行政が定めているものですので、指定管理者の違いによるものではございません。</p> <p>(仮称)川崎市民館・労働会館につきましては、教育文化会館の機能と労働会館の機能を一体とした新たな施設となりますので、申請方法につきましては、今後検討してまいります。</p>
2	意見書	山本洋子	質問	<p>費用のことで産業振興会館は営利目的ではなくても、通信費・プログラム作成費またマイク等諸経費として出演者様に参加費を徴収した場合、ホールや控室等の賃貸費用が倍になるといわれました。今までサンビアンでも、幸市民館でもそのようなことはありませんでした。これも指定管理者の違いですか？</p>	<p>産業振興会館は経済労働局の施設となっており、教育委員会の施設である市民館とは施設目的や設置経過が違うことから利用方法が異なっています。利用料金等は行政が定めているものですので、指定管理者の違いによるものではございません。</p>
3	意見書	山本洋子	その他	<p>今川女連の事務所として教育文化会館の一部屋をPTA様とシェアーでお借りしていますが、新しい労働会館では私達市民団体には貸していただけないとのことですが何とかありませんか？</p>	<p>(仮称)川崎市民館・労働会館におきましては、施設の専有的貸出は行うことは困難な状況ですので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。</p>

「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」に対する社会教育委員からの意見一覧

番号	媒体	名前	区分	意見	市の考え方
1	意見書 第3回 定例会	奥平亨	質問	(全般) ・文教委員会で報告がなされたとのことですが、その際の具体的な反応（どのような質問が出たか、どのような回答を行ったのか）を知りたいです。	(主な質問・回答) ●指定管理者制度の導入について、市民説明が不足していることをどう捉えているか。 →令和3年3月の「今後の市民館・図書館のあり方」策定の際には、利用者ワークショップを開催するなどの市民意見聴取に努めてきた。令和4年8月の「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の際には各種団体に説明を行い、パブコメを行っている。今後もご要望があれば説明をしていくつもりだ。 ●導入のメリットは何か。 →民間のノウハウやマンパワーを活用して、サービスの底上げをしていくことである。そのための十分な体制をとっていく。 ●どうやって公共性は担保するのか。 →行政職員がモニタリングを行っていく中で、しっかりとグリップできる体制を作っていく。 ●マンパワーが足りないという理由で民間に委ねても、非正規雇用が増やすだけである。 →非正規かどうかは受託者の雇用形態によるものである。 ●人件費削減が目的ではないのか。 →効率的・効果的な館運営及びサービスの向上を目的に導入する。
2	意見書	奥平亨	質問	(P1) ・指定管理者制度導入における検討項目の中に、「区における生涯学習支援部門」が「企画や新たな打ち出しに注力でき・・・」とありますが、引き続き区は補助執行ということだと思いますのでここに教育委員会の名前や責任範囲は出てこないのでしょうか？	市民館における役割分担については、P4の2（2）「行政及び指定管理者の役割分担について」でお示ししている通り、検討を進めているところです。区役所や教育委員会事務局の役割分担についても、今後マニュアル等で示してまいります。
3	意見書	奥平亨	質問	(P2) ・これまで「指定管理者」ということだけで、どのような団体がこれを担う想定なのかは分かっていますが、今回の各館関係図が示されたことで、図書館が直営で残るところは市民館のみ、図書館が指定管理になる場合は市民館と同一管理者にて運営することが想定されていることがわかりました。そうすると市民館と図書館の異なる仕様書に対応できる指定管理業者というのは、資格の異なる専門員を含むそれなりの人員採用ができる、相応に大きな法人になるのではないかと想定されました。僕は個人的には指定管理業者として、元行政職員の所属する財団法人や地元のNPOが担うような形もあるのかと思っていましたが、他市でこうした運用をしている例があるのかどうか調査の結果を教えてください。	他都市における公民館機能と図書館機能を有する複合施設における指定管理者においては、分野ごとの企業が共同企業体（JV）を組んで運営している例が多いようです。 例：神奈川県大和市「シリウス」の指定管理者である共同企業体「やまとみらい株式会社」の構成企業（株式会社図書館流通センター、サントリーパブリシティサービス株式会社、株式会社小学館集英社プロダクション、株式会社明日香、株式会社ポーネランド、横浜ビルシステム株式会社）  一方で、当該自治体の財団法人が指定管理者となっている例としては、東京都武蔵野市の「武蔵野プレイス」の運営を、「公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団」が担っています。
4	意見書	奥平亨	質問	(P3) 令和6年4月から指定管理者の募集が想定されていますが、選定基準、選定項目などは市民に開示されるのでしょうか？また選定委員に市民公募などが入る予定はありますか？	選定基準等については、事業者募集の際に公表されます。市の制度上、選定は「民間活用事業者選定評価委員会」という、学識経験者で構成する会議体で行うことになっており、市民公募は行いません。

番号	媒体	名前	区分	意見	市の考え方
5	意見書	奥平亨	質問	(P5) ・資料の選書について、決定権が指定管理の業者にはないとされていますが、選書の決定権限がないのに予算の管理は指定管理者が行うことになるのでしょうか？	資料の選書については、最終的には直営図書館が決定する予定で、資料費の予算管理方法については、今後、検討を進めてまいります。
6	意見書	奥平亨	質問	・また他市の事例では図書館長は課長クラスで課長会議に出席するが、一部指定管理となっている図書館の館長はその会議に出席する事が出来ず情報の共有に問題が生じていると直接との館長から伺いました。直営と指定管理が混在する場合に館長会議や、行政機関内の会議などへの出席体制はどうなるのでしょうか？	川崎市の図書館においても直営館と指定管理館が混在する状況となりますが、会議の内容や体制につきましては、情報共有の必要性などを踏まえ、今後、検討を進めてまいります。
7	意見書	奥平亨	質問	(P6) ・民間活用事業者選定評価委員会のメンバー構成の想定を教えてください。 (行政スタッフだけなのか、外部委員はいるのか、また外部委員がいる場合、学識だけにとどまるのか、市民公募などが入るのか)	市の制度上、学識経験者の外部委員のみで構成することになっており、市民公募は行いません。主に、それぞれの分野の専門的知識・経験を有するもの、公認会計士又は税理士等で構成されます。
8	意見書	奥平亨	質問	(P7) ・災害時運営マニュアルの作成を行います、とありますが、これは市が作成するのでしょうか？指定管理者が作成するのでしょうか？	市が案を作成し、決定した指定管理者と市の関係部署とで調整して作成してまいります。
9	意見書	下田良一	意見	(1つめ) 意見：はじめにこの「検討状況」は今まではっきりして来なかった民間事業者の役割分担や仕事の内容がはっきりと出ている点で今までの案とは「違う」もので、まず市民に示して意見交換や意見徴集したり、社会教育委員会でも論議してから、その後で議会にかけることが自然の流れではなかったか。従って、9月議会への提出は拙速だと思う。	今回お示した検討状況については、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定過程や、その後、市民の皆様による勉強会等でいただいたご意見等を踏まえ、作成したもので、社会教育委員会議で、令和4年度に協議いただいた際の御意見も参考にさせていただいております。 今後も、検討の進捗状況に応じて社会教育委員会議にも報告させていただき、ご意見を伺ってまいります。
10	意見書 第3回 定例会	下田良一	意見	(1枚目) 1 これまでの検討の経緯 (2)「管理・運営の考え方」 (2つめ) 意見：□の中で、「多様なニーズ・課題への対応に向け」の後にすぐ「民間事業者の発想や工夫、又ノウハウ及びマンパワー」とつなげていることで、根本的なことがかけている。それは、「市民の参加や市民の知恵と工夫や発想」という視点が欠落している。なぜ民間事業者へと短絡的につなげるのかおかしい。	令和3年度「今後の市民館・図書館のあり方」の策定にあたり、市民ニーズの多様化の実態を把握し、その実現のための効率的・効果的な管理運営体制の検討を行ってきました。 市民館・図書館の事業推進においては、現在も、市民の参加・協働により取り組んでいるところですが、指定管理者制度導入後も、市民の参加のもと、行政と指定管理者が一体となって、サービス向上に努めてまいります。

番号	媒体	名前	区分	意見	市の考え方
11	意見書 第3回 定例会	下田良一	意見	(5枚目) (3) 検討項目(市民館) ア利用許可・施設利用で (3つめ) 意見: 指定管理の導入の方向性の所で 「現状と同様に」ということで川崎市の主体性が確保されて、利用の市民側からは安心出来るが、同時にでは、指定管理導入のメリットはあるのかという疑問が湧く。	大ホールの申込方法については、指定管理者制度導入後も、現状と同様に対応していきます。利用方法につきましては、行政が決定していきますが、施設の有効活用(より使いやすい空間とする工夫や新たな事業展開)や事業内容等において民間のノウハウを活用してまいります。
12	意見書 第3回 定例会	下田良一	意見	(4つめ)の意見: 大ホール優先申し込みで「現在の委員の構成」は理想的で、ここに指定管理で業者が一枚かむと崩れる心配が有る。というのは市民団体の「優先理由」の切実さが業者発想の「コスト」とか「集客」という観点で判断されるとこれまでの市民目線(川崎市の市民文化の維持・発展)が壊される危険があるからである。 ここをはっきりとして欲しい。尚、この市民目線は申し込みやその他でも同様に生かされて欲しい。同じことは下の講座内容決定でもいえる	大ホール優先申請にかかる優先申請利用調整会議については、「川崎市教育文化会館及び市民館大ホール等の特別申請要綱」等に基づいて行っていくものであり、指定管理者制度導入後においても、現在と同様に対応していきます。
13	意見書	下田良一	意見	イ社会教育振興事業 (5つめ) 意見・要望: 「講座内容の決定」で指定管理者が前面に出て、業者発想での「コスト」「集客数」「効率」などのこだわることによって市民の「自主企画」「市民講座」が減ることやなくなることなどに疑念がある。ここは大事なことである。 又業者の中に「社会教育」の専門家をおいて欲しい。でないと単なるイベント事業になってしまう危険性がある。	社会教育振興事業については、実施内容を要綱で定めており、講座内容の基本方針や事業の方向性については市が定め、事業の運営等は、指定管理者が自らのノウハウやマンパワーを活用し実施します。「市民自主学級・市民自主企画事業」についても、引き続き、現状通り実施してまいります。 また、専門性の担保については、職員として社会教育士等の有資格者を配置するよう、仕様書に定めてまいります。
14	意見書 第3回 定例会	下田良一	要望	(4)「図書館」「資料の選書」で「児童図書」 (6つめ) 要望: 児童図書少年サービス委員会に子どもの本の専門家・研究者や普及活動の方を必ず入れること。単なる人気作品(これも必要だが)だけでない記録として必要な作品・有名でなくても地元の残して欲しい作品も存在する。	現在、各図書館には児童書担当があり、定期的集まり、中立性の担保、子どもたちにより良い本を届けるという点から選書を行っています。また、児童書に関するより専門的な知識を得るため、担当職員を研修会へ派遣するなど、専門性の維持にも努めているところです。 指定管理者制度導入後も、現状と同様に対応することで専門性を担保してまいります。
15	意見書	秋元英輔	意見	1. 地方自治体直営から撤退した介護事業(社会福祉施設)における「指定管理者制度」導入に内在する弊害は、図書館への指定管理者制度導入にあたり不可欠となる検討事項 (1) 2000年の介護保険制度の施行は介護事業への民間企業参入を可能とし、介護事業からの地方自治体撤退を促進 (2) 地方自治体直営から撤退した介護サービス(社会福祉施設)における「指定管理者制度」導入に内在する弊害 (指定期間終了後の指定管理者公募時、従前の指定管理者のみ応募という状況が出現したため、従前の指定管理者との特命随意契約締結を余儀なくされたという弊害が顕在化)	事業者募集に当たっては、参入障壁等について聞き取りを行うとともに、募集期間を十分に確保するなど、より多くの事業者が参入しやすい環境づくりに努めてまいります。

番号	媒体	名前	区分	意見	市の考え方
16	意見書	秋元英輔	意見	<p>2. 図書館サービス（教育・文化施設）における指定管理者制度導入に内在する特命随意契約の弊害に対する予防策</p> <p>(1) 2003年9月から施行されている指定管理者制度（地方自治法第244条の2）は、図書館や公民館といった教育・文化施設等「公の施設」の管理運営の外部委託を加速化</p> <p>(2) 指定管理者制度導入に内在する特命随意契約という弊害に対する予防策として、直営館存続を「図書館設置条例」に明文化</p>	<p>今回の図書館設置条例改正案は、地方自治法に基づき、指定管理者制度の導入に必要な管理・運営に関する事項を当該条例上に記載するものです。「直営館存続」という記載は入りませんが、指定管理者制度導入館を指定する形式で改正を行います。</p>
17	意見書	秋元英輔	意見	<p>3. 指定管理者制度下における行政及び指定管理者（官民）とのあいまいな境界領域を分別する際に必要とされる判定基準（「経営責任者」と「理念的監督者」の職掌分担基準）を「図書館設置条例」に明文化</p> <p>(1) 「経営責任者」機能：指定管理者</p> <p>(2) 「理念的監督者」機能：本市館長経験者（OB）</p> <p>I 週一回程度の館内巡回指導を通して収蔵資料を長期的なアプローチに基づいて俯瞰する「選書・除籍」業務研修を本市館長経験者（OB）が実施することによる、図書館サービス理念を理解する職員（含む非正規職員）の育成</p> <p>II 月一回程度、資料案内及び資料の収集・提供等並びにカウンターやフロアにおける地域住民宛の相談業務（レファレンス）に関する研修を本市館長経験者（OB）が実施することによる、図書館サービス理念を理解する職員（含む非正規職員）の育成</p>	<p>図書館設置条例改正案は、地方自治法に基づき、指定管理者制度の導入に必要な管理・運営に関する事項を記載するものです。御意見をいただいた内容は、今後、マニュアル等の作成の中で検討していきます。</p>
18	第3回定例会	下田良一	意見	<p>市民ミュージアムでの水没を教訓としたとき、専門家が施設にいなかったことに課題があったと考えています。</p> <p>災害時運営マニュアルの事務フローに専門家を入れていくような考え方はないのですか。</p>	<p>個別に専門家を入れる予定はありませんが、本市の危機管理本部と連携し、対応を進めてまいります。</p>
19	第3回定例会	丹間康仁	意見	<p>指定管理者制度を導入することによって、民間事業者の発想や工夫、ノウハウ及びマンパワーを有効に活用して事業・サービスの質を向上させていく、ということがあったかと思いますが、項番2（3）（4）を見ると「現状と同様に」や「現状維持」というような内容が中心になっているように思います。民間事業者のノウハウをより積極的に活かして、今より良くなる、これまで行政直営ではできなかったことができるようになる、といった前向きな表現を取り入れ、メリットを書いていくことが大事だと考えます。</p>	<p>本項目については、施設の利用方法など、指定管理者制度導入によって、サービス低下を招くことが無いことを中心にお伝えしたものです。指定管理者制度導入の効果についても、お示しできるよう検討してまいります。</p>
20	第3回定例会	丹間康仁	意見	<p>市民との関係、市民の声をどう活かしていくかという点で、行政と指定管理者との信頼関係はもちろん、良い意味での緊張関係が不可欠であると受け止めています。</p> <p>とすると、今のモニタリングの関係性は、行政と指定管理者との間で行われるものになっていますが、評価の結果をただ市民に公表するだけでなく、社会教育委員会議や専門部会において報告していただくことも大事だと考えます。モニタリングや事業評価について行政として確認することと、実際の利用者に近い声を聞くことでリアリティも踏まえて評価することができると考えますので、緊張関係を持てるように、6ページの右側の図に社会教育委員会議の位置づけを示すことや、単なる結果の公表という一方通行ではない形を考えていただければと思います。</p>	<p>今後、モニタリング及び評価において、市民の声等を反映する仕組みについて、検討してまいります。</p>

番号	媒体	名前	区分	意見	市の考え方
21	第3回定例会	奥平亨	質問	料金の支払方法が「事前の現金払い」となっています。現在だと事後払いという認識でしたが、これが変更になるのですか。	使用料の支払いは、市民館条例第11条第2項で「前納しなければならない。」とされていますが、同項後半で「特別な理由があると認めるときは、この限りでない。」ともされています。ふれあいネットシステムは、施設の予約と使用料の収納(川崎市の債権の収納)の両方を担っており、ふれあいネットに登録した者が使用料を支払う場合、「特別な理由」として後納(納付書や口座引落し)としています。指定管理者制度を導入した館については、施設利用料が指定管理者の債権となるため、ふれあいネットを活用した収納はできないことから、利用者は指定管理者が準備するキャッシュレス決済で支払うか、現金であれば館の窓口で前納(利用当日支払った後に鍵を受け取る等)となります。
22	第3回定例会	下田良一	意見	具体的な内容が資料として出てきたので、市民への説明会などをしてほしいです。	市民の皆様からお声掛けいただければ、説明に伺いたいと考えています。また、市ホームページにおいて資料の公開をいたしました。
23	第3回定例会	下田良一	質問	講座内容の決定を見ると指定管理者が事業を進めるとありますが、今、市民が参画している市民自主事業等がなくなってしまうということですか。	講座内容の基本方針や事業の方向性については市が定め、事業の運営等は、指定管理者が自らのノウハウやマンパワーを活用し、事業を実施いたします。「市民自主学級・市民自主企画事業」につきましては、引き続き、実施してまいります。
24	第3回定例会	秋元英輔	要望	どういったときに指定管理者の委託契約を解除できるのか、ということを入れておく必要があるのではないのでしょうか。 その事業者しかいないのでどうしようもない、というようなことになったときに、中原図書館が直営でやる、という最後の砦を確保してほしいです。	協定書作成の中で、解除の特則についての記載を検討してまいります。

## 川崎市社会教育委員 文化財等関連施設見学の報告

## 1 日時

令和 5 年 8 月 31 日（木） 10～12 時

## 2 視察場所

橘樹官衙遺跡群（影向寺、たちばな古代の丘緑地周辺（橘樹郡家跡））

## 3 参加者

川崎市社会教育委員： 石村委員、下田委員、山本委員、秋元委員 4 名

事務局担当者： 生涯学習推進課・文化財課職員 4 名

## 4 視察概要

## (1) 影向寺（ようごうじ）

影向寺は、境内及び周辺での発掘調査の成果から、7 世紀後半の創建であることが明らかになっています。これは、橘樹郡家跡（古代の役所跡）の古い時期の建物の遺跡とほぼ同時期にあたり、現在の影向寺の地下に眠る古代寺院の遺跡を、影向寺遺跡と呼んでいます。

今回の視察では、木造薬師如来両脇侍像（国重要文化財）や、薬師堂（県重要文化財）、古代の塔の礎石である影向石、江戸時代に信仰を集めた大銀杏などを見学しました。

## (2) たちばな古代の丘緑地周辺（橘樹郡家跡（たちばなぐうけあと））

古代の橘樹郡の役所跡である橘樹郡家跡は、川崎市のほぼ中央にあたる高津区千年と宮前区野川本町にまたがる、標高約 40m の丘陵上にあります。隣接する影向寺遺跡と併せ、橘樹官衙遺跡群として、平成 27（2015）年に川崎市初の国史跡に指定されました。古代の倉庫跡が見つかった場所は「たちばな古代の丘緑地」として整備が進んでいます。今回は、遺跡の地形や古代の倉庫建物の復元工事の概要、倉庫の柱の復元状況など見学しました。

今回の視察では、学芸員の解説により、影向寺の様々な文化財の見学、橘樹郡家跡の周辺を散策し、古代の川崎の中心であった橘樹官衙遺跡群について理解を深めました。



(写真 1) 影向石の見学



(写真 2) 橘樹郡家跡の見学



## 「文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について」社会教育委員からの意見まとめ

## 【主な意見・提案】

1. デジタルアーカイブ : 「担い手」として市民や学校の協力による文化財情報のアーカイブ化、公開。
2. 地域団体との連携 : 文化関連団体、青少年・スポーツ関連団体、町内会、親子関連団体等との文化財情報共有・事業連携
3. 学校教育、社会教育との連携 : 授業、体験学習での活用、PTAとの連携。昔話の活用。地域の寺子屋ほか担い手としての社会教育
4. エンターテインメントの活用 : 市内の劇団等文化芸術活動の推進。演劇や映像、歌等で文化財を題材とする。
5. 関連文化財群 : 沖繩民俗芸能・石敢當、地名、工場夜景、戦争遺構、食文化等

## 【ご意見・ご提案等への対応（対応区分一覧）】

- 地域計画に反映済
- ◆地域計画に趣旨を記載
- ★計画には記載しないが、計画策定後の具体的な取組みとして検討する
- 計画には記載しないが、計画策定後の具体的な取組みの参考にする
- △庁内の別の計画で対応

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント	④ご意見・提案等への対応
1	第1回会議	和田委員	意見	子どもたちへの教育の観点から考えると、関連文化財群に関して登場する人物が男性・大人ばかり。子どもたちにとって興味がわくような子どもが主人公のストーリーを展開できないか。	関連文化財群に登場する人物が男性で大人ばかりのように感じる。子どもたちが身近に感じ、興味がわくような子どもが主人公のストーリーを展開できないだろうか。	・文化財は我が国の歴史を正しく理解する、という観点から取り扱うことが大前提です。記録や事件で女性や子どもが主人公となるエピソードがあればもちろん積極的に取り上げたいと考えています。 ・現状では、文化財への関心が高いのは、比較的高齢者が多いのですが、子ども、親子連れなどもターゲットにした活用事業や、周知すべき家庭教育など関係団体について、社会教育委員会議の委員の皆様からアドバイスをいただければ幸いです。	第4章文化財の保存活用に関する方針3-4「地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
2	第1回会議	丹間委員	意見	文化財の活用はもちろん大事だが、未来の人も活用できるという観点で考えることが必要ではないか。	文化財の活用はもちろん大切であるが、未来に継承し、先の世代での活用も見据えて考えていくことが必要ではないか。	・文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはならず、その一方で、文化財を次世代へ継承していく上で、その大切さを多くの人々に伝えていくことが不可欠であり、このため文化財の活用による理解の促進が必要で、保存と活用の好循環を生み出していくことが不可欠と考えています。	文化財の保存・活用の大前提として、 ●意見の趣旨を記載済
3	第1回会議	和田委員	意見	計画の中で取り扱う「文化財」を少し柔軟に何が文化財かということを含めて議論していくと面白い観点が出てくるのではないか。	計画の中で取り扱う「文化財」を柔軟に捉え、何が文化財かということなども含めて議論していくと面白い観点が出てくるのではないか。	・近年文化財の「我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要なもの」という定義は維持しつつ、将来的には食文化なども含め取り扱っていきたく考えます。また、文化財の価値を伝えるための記憶や記録の伝承は積極的に収集していきたいと考えています。 ・身近な文化財を知ること、地域の歴史文化への理解を深めようという、「地域文化財顕彰制度」も踏まえ、文化財の敷居が低くなるよう、委員の皆様のご意見もいただきたいと考えております。	第2章「川崎市の文化財の特徴」 ○意見趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
4	第1回会議	河村委員	意見	すでに活動されているたくさんの団体の方たちの意見をまず聞きたいなというふうに思った。その人たちのニーズがあって、その人たちが何に困っているのかとか、どういこうをサポートしてほしいとか、そういうことがあってこういう計画が出来上がっていくという、そういう流れもあっていいのでは。実際に携わっている方を対象にしたアンケートとかそういうのを取られるような予定であるか	すでに活動されている団体等に意見を伺うなどしながら、ニーズや課題、必要な支援などを整理・把握し、計画に反映させていくような流れもあっていいのではないか。	・地域計画の作成にあたり、広く関係者から意見聴取する目的で懇談会を組織しています。そちらには実際に文化財に直接かかわる団体の方が委員になっており、そちらでご意見を伺っていきます。 アンケートについては予定はしていませんが、多くの方に様々な機会を通じて御意見を伺いたいと考えています。	策定経過に関すること 関係団体や公募市民により構成される懇談会にて意見を聴取している
5	第1回会議	河村委員	質問	文化財の保護活用に実際に携わっている方を対象にしたアンケートを実施する予定はあるか？ <回答> ・アンケートについては予定はしていませんが、多くの方に様々な機会を通じて御意見を伺いたいと考えています。	文化財の保護活用に実際に携わっている方を対象にしたアンケートを実施する予定はあるか？ <回答> ・アンケートについては予定はしていませんが、多くの方に様々な機会を通じて御意見を伺いたいと考えています。		策定経過に関すること 関係団体や公募市民により構成される懇談会にて意見を聴取している
6	第1回会議	井口委員	提案	①南アルプス市が平成30年に文化財のデジタルアーカイブの公開をしている。子どもたちが作った地域学習成果を、世代を超えてつなぐことができる。また、市民がストーリーを作って、デジタルアーカイブによってアウトプットしていくことができる。 ②令和4年に幸市民館がデジタルアーカイブを制作する講座をやっている。川崎市平和館で展示をしたようだ。次回の会議でデジタルアーカイブの事例について紹介できると思う。	平成30年に南アルプス市が文化財のデジタルアーカイブの公開をしており、子どもたちの地域学習成果なども活用し、世代を超えてつないでいる。また、市民がストーリーをつくり、デジタルアーカイブによってアウトプットしていくことができる。このような取組を参考にしたい。	・デジタルアーカイブの取組は、さまざまな文化財調査の情報を総合することが必要ですが、本市においては過去の調査情報を紐づけることが十分にできていません。 地域計画では、今後の取組方針として、文化財調査の情報を適切に管理していくこととしていますので、こういった取組が進んでいくことによって、データベースやデジタルアーカイブの制作等へ繋げていくことができるのではないかと考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針4-2「市民参加型の保護活用体制の構築」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
7	第1回会議	井口委員	提案	令和4年に幸市民館がデジタルアーカイブを制作する講座を実施し、その成果を川崎市平和館で展示をしたと聞いているが、このような取組も参考にできるのではないか。	令和4年に幸市民館がデジタルアーカイブを制作する講座を実施し、その成果を川崎市平和館で展示をしたと聞いているが、このような取組も参考にできるのではないか。		第4章文化財の保存活用に関する方針4-2「市民参加型の保護活用体制の構築」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
8	第1回後意見書	石川委員	提案	文化財を伝承していく新たな担い手として、市民ボランティアや地域住民等への積極的な啓発・勧誘を推進する。	文化財を伝承していく新たな担い手として、市民ボランティアや地域住民等への積極的な啓発・勧誘を推進する。	・文化庁も「地域縁がかり」で支える計画と位置付けています。ご指摘のとおり、市民に身近な文化財について知ってもらうことが重要と考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針4-2「市民参加型の保護活用体制の構築」 ◆提案趣旨を記載に反映
9	第1回後意見書	石川委員	提案	新たな担い手として、ボランティア、地域住民等の積極的な勧誘が必要である。自分の地域に何があって、どういう意味が価値があるものかを知り、重要性和価値に目覚めてもらい「伝承する」ことを始めてもらうために提案したい ①WEB上に地図と写真を載せ、アイコンをクリックすると各所に解説員が登場し、文化財について説明してくれるデジタルツアー。 推奨の順番で巡りツアーを楽しむものとする。 ②文化財をほんとうに見て、触れるリアルツアー。希望すれば随員が解説するツアーとする。 小学校や老人クラブへの積極的なアプローチを考えた。	Webサイトに地図・写真・解説を掲載したデジタルツアー（推奨順のツアーなど）の開設する。	①現在、文化財課のホームページに各種文化財情報を掲載していますが、SNSの活用も含め、更に充実させる必要があると認識しています。またGoogleマップには、いろいろな文化財情報が掲載されています。こうした媒体の活用も必要と考えています。 ②リアルツアーとして、普段非公開の仏像などの指定文化財を特別公開し、参加者に解説する事業を行っています。また、発掘調査の成果を現地で解説する見学会、史跡や社寺をめぐるツアーなども行っています。課の体制や予算の事情もあり、数多くは実施できていないのが現状ですが、効果的な広報活動を推進したいと思います。 文化財関係の事業は、年配の方々に人気があります。一方、子どもや親子連れをターゲットにした催しも想定されますので、社会教育委員会議の委員の皆様からも関連団体等紹介していただければ幸いです。	第4章文化財の保存活用に関する方針3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
10	第1回後意見書	石川委員	提案	小学校や老人クラブなど様々な主体を対象に、文化財のリアルツアー（随員による解説など）の実施する。	小学校や老人クラブなど様々な主体を対象に、文化財のリアルツアー（随員による解説など）の実施する。		第4章文化財の保存活用に関する方針3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ★提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント	④ご意見・提案等への対応
11	第1回後意見書	金丸委員	提案	文化財のステッカーを用意して見知らぬ街での発見促進	文化財のステッカーを作成する(見知らぬ街での発見促進)。	・指定文化財については、市や県で解説板を設置している例も多いのですが、解説板は設置場所や費用、維持管理の課題があり、なかなか増やすのは難しい状況です。ご提案のステッカーですが、屋外にあり、いつでも見学できる文化財の紹介用に簡易なステッカーを設置し、バーコード等利用してスマートフォンでホームページの解説を読めるようにするのも一案かと思えます。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
12	第1回後意見書	金丸委員	質問	小中学校の教育の中で文化財はどのように活用されていますか？	小・中学校の教育の中で文化財はどのように活用されているか？	・小学校では社会科の地域学習、歴史学習として、川崎市内の遺跡や古墳、二ヶ領用水等について学びます。また、縄文土器に触れたり、橘樹官衙遺跡群、加瀬台古墳群等の近くの学校への出前事業、学校の郷土資料室の資料を活用した昔のくらし、総合的な学習などにおいて、学校や地域に所在する文化財を活用しています。 ・どの学校も学区や児童の住んでいるまちについて、必ず地域学習を行うので、教員が学区周辺の文化財について把握できるようなくみが必要と考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ◆提案趣旨を記載に反映
13	第1回後意見書	金丸委員	提案	PTAでの活用につきましては、例えば、小学校PTAで作成の危険区域マップに文化財の記載を頂く事も可能では。危険マップから地域発見マップへの進化もできるかな？と考えます。	小学校PTAで作成している危険区域マップに文化財を記載(危険マップから地域発見マップへ進化)するなど、既存のマップ等の活用もできるのではないかと。	・面白い取組と思います。親子連れで楽しめる身近な文化財情報について、本来の目的を妨げない範囲で、保護者に直接提供できるしくみがあるといいですね。 ・市の連合会などからの呼びかけをお願いすることはできるのでしょうか？	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
14	第1回後意見書	奥平委員	意見	川崎の歴史について扱っている市内の劇団の演劇など、無形文化財についても意識的に整理していただければと思います。	無形文化財についても意識的に整理した方がよい。	・50年以上の歴史を持ち、市民も出演する劇団の文化芸術活動は、文化行政とも連携して推進する必要があると思われます。無形文化財については、乙女言葉の活動支援を位置づけていますが、市の歴史文化を取り扱った演劇作品等については連携の可能性を探っていただければと考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
15	第1回後意見書	奥平委員	意見	沖縄やコリアンとの関係はダイバーシティの観点からもひとつの文化といえるように思います。負の歴史も含めてとても川崎らしい。	沖縄やコリアンとの歴史的な関係はひとつの文化といえる。	・沖縄から移住した方々により継承されている沖縄民俗芸能は、県指定無形民俗文化財となり、現在でもさかん活動されています。 ・在日韓国朝鮮人の方々による民族芸能は、川崎の多様性を象徴する活動ですが、歴史的な経緯等を踏まえ、日本の歴史文化を対象範囲とする文化財としての扱いよりも、多文化共生という視点で発信されているのが本市の状況です。	※沖縄民俗芸能 第4章文化財の保存活用に関する方針 2-4「無形文化財・無形民俗文化財の保護・継承」 ⇒提案趣旨を記載に反映 △在日韓国朝鮮人の方々については庁内の別計画で対応
16	第1回後意見書	奥平委員	意見	ストーリー性をもたせ、ひとつの“群”としてとらえるのも活用や、人の記憶に残るやり方としてとても良いと思いました。	ストーリー性をもたせ、様々な文化財をひとつの“群”としてとらえて活用していくことは、人の記憶に残るやり方としてとても良いと思う。	・このことにより、さまざまな担い手が同じ方向を向いて取り組むことができるようになるかと考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-4「地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進」 ●意見の趣旨を記載済
17	第1回後意見書	奥平委員	提案	エンタメに昇華することで歴史や文化に親しみやすくなっていると思います。未来の子どもたちに伝えるという意味では歌にする映像にするなど含めてエンタメの力を借りることも効果があるように思います。	「歌にする」「映像にする」など、エンターテインメントから文化財へのアプローチする取組も効果があると思う。	・地域計画の作成やその周知によって、エンターテインメントからの市の歴史文化へのアプローチが増えていることを期待しています。No.7のご意見・回答も併せて、文化芸術と文化財での連携により、多くの市民に川崎についての理解を深めてもらう取組が必要と思います。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
18	第1回後意見書	秋元委員	提案	「新たな市民ミュージアム」自身が被災した記録(破壊された第3収蔵庫(歴史分野)扉のような被災物に留まらず、解体、洗浄作業を含む)を新たな防災歴史資料として保存することにより、多摩川との関わり合いが深い「地域の歴史・文化の特徴を活かしたまちづくり」の一助とする。	市民ミュージアムの被災の記録を新たな防災歴史資料として保存し、多摩川との関わり合いが深い「地域の歴史・文化の特徴を活かしたまちづくり」の一助としてはどうか。	・新たなミュージアムについては、所管局である市民文化振興室が中心となり、本年度中に基本構想を策定する予定です。運営方法等については、基本構想の策定後に検討されるものと承知しています。 ・文化財課としては、被災した資料やそのレスキューの過程などを含め、本市の歴史文化をひもどく文化財が適切に保存・活用されるよう、連携をしていきたいと考えています。 ・市民ミュージアムについて、何をどこまで記載するかについては、所管局と協議します。	△庁内の別計画で対応
19	第1回後意見書	秋元委員	提案	洪水による古多摩川流路の北遷、狹江水害に関連して宿河原堰を設計した農業土木技術者平賀英治氏の論文資料及び久地円筒分水見本等並びに多摩川水害訴訟に関する最高裁判決(平成2年12月13日)資料2)を展示することにより、治水、利水に関わる歴史・文化を「次世代に継承」する。	洪水による古多摩川流路の北遷や、狹江水害に関連して宿河原堰を設計した農業土木技術者平賀英治氏の論文資料、久地円筒分水の模型、多摩川水害訴訟に関する最高裁判決等を展示し、治水や利水に関する歴史・文化を「次世代に継承」してはどうか。	・多摩川の利活用、治水、二ヶ領用水の開削などは、川崎市の発展の歴史と深い関わりがあります。地域計画においても、「歴史文化の特徴」「関連文化財群」などで取り上げるようになります。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-4「地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進」 ★提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する
20	第1回後意見書	秋元委員	提案	被災収蔵品レスキュー活動において直面した修復再生経験及び電磁化技術という歴史・文化を「全国各地の博物館に発信」する拠点として、「先端修復技術研究所」(仮称)を新たなミュージアム内に新設する。	市民ミュージアムの被災収蔵品レスキュー活動における修復再生経験や電磁化技術等を「全国の博物館に発信」する拠点として、「先端修復技術研究所」(仮称)を新たなミュージアム内に新設してはどうか。	・市民ミュージアムの被災資料レスキュー活動は、全国の各方面からの援助、指導助言を受けながら、今後も進められます。レスキュー活動及びそこで得られた知見は、報告書として刊行されることとなります。新たなミュージアムにおいても、今後の基本計画の中で反映される部分もあると思われます。	△庁内の別計画で対応
21	第1回後意見書	秋元委員	提案	先端修復技術を商業的に活用することにより得られる収益を博物館機能の維持拡大に利用する活用することは、「改正法」における「博物館運営の改善・向上」に沿うものであり、「社会教育の振興」及び地域の「文化財の将来を支える仕組みづくり」にも資する	先端修復技術を商業的に活用し、その収益を博物館機能の維持拡大に活用してはどうか。	・映画部門は被災前の市民ミュージアム9部門の1つであり、修復作業も外部専門家の指導助言により進められています。所管部局が検討することになりますが、自治体の博物館として、その役割である地域の「資料収集、調査研究、展示・教育普及」をまずは着実に実施できる基本計画が必要であると考えます。	△庁内の別計画で対応
22	第1回後意見書	秋元委員	提案	1. 川崎宿の名物「万年堂の奈良茶飯」を提言1)2) 2. 川崎市多摩区(菅)の「らぼう菜」は、小沢城の城主であり、源頼朝の重臣である稲毛三郎重成に北条正子の妹(元子、一説に綾子)が嫁入りする際に種を持参した、というアブラナ科の伝統野菜を提言	川崎宿の名物「万年屋の奈良茶飯」や、稲毛三郎重成に北条政子の妹が嫁入りする際に種を持参したという伝統野菜「らぼう菜」を提言する。	・伝承については、その歴史的な裏付けを十分に確認する必要があり、伝承があることのみを根拠に「文化財」として扱っては、注意が必要と考えます。 ・東海道川崎宿や稲毛重成に関わる伝承として、地域づくりに活用するのはとてもよいアプローチであると考えます。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント	④ご意見・提案等への対応
23	第1回 後 意見書	秋元委員	提案	工業都市 川崎の近未来性を象徴する「かわさきプラスチック循環プロジェクト」環境教育分館を南部に設置	工業都市川崎の近未来性を象徴する「かわさきプラスチック循環プロジェクト」環境教育分館を南部に設置してはどうか。	・本市における環境教育を担う施設として、「川崎エコ暮らし未来館」や環境総合研究所、キングスカイフロントの施設等において取組を実施中です。	△ <b>庁内の別計画で対応</b>
24	第2回 会議	秋元委員	質問	橘樹官衙遺跡群は現在古代の倉庫1棟を復元整備し、3棟を一部立体表示するとのことだが、これは石川委員が出されたリアルツアーにつながると思う。一方で、デジタルツアーの計画はあるのか。	橘樹官衙遺跡群ではデジタルツアーの計画はあるか	・現在もARを活用していますが、今後もそれを発展させた取組を検討しています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○ <b>提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする</b>
25	第2回 会議	秋元委員	提案	橘樹官衙遺跡群は、早いうちは正倉院の軸が西に30度振れているけれど、奈良時代になると南北に軸がそろうことなど、デジタルとリアルを組み合わせたより深く理解ができるのではないのか。	デジタルとリアルを組み合わせ、より歴史の理解により深みがでるよう工夫してはどうか。	・調査で分かったことを分かりやすく伝える工夫は大事と考えていますので、今後方法を検討していきます。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○ <b>提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする</b>
26	第2回 会議	下田委員	意見	この計画を立てていく上で、いろいろな繋がりが必要になってくると思うが、今は市民との連携のところに一般論として書いていなくても、総文連など、各区のいろいろな文化財や地域のことをよく知っている人たちが集まっている団体なので、もっときちんと位置付けていただいた方がよいのではないのか。	総文連を計画内で連携する市民活動団体に明確に位置付けてはどうか。	・現状では、細かく書き込んでいませんが、今後どこまで記載するかを検討します。	第6章「文化財の保存・活用の推進体制」 ◆ <b>提案趣旨を記載に反映</b>
27	第2回 会議	下田委員	質問	今日の資料では、「平成25(2013)年度に策定した川崎市文化財保護活用計画」となっているが、他のところでは「平成26年度から文化財保護活用計画に基づく取組…」と記載してある。文章として数字は大事だと思うが、どちらが正しいのか。	川崎市文化財保護活用計画の策定はいつなのか。	・川崎市文化財保護活用計画は、平成25年度末(26年3月)に策定し、26年度から運用している計画です。	
28	第2回 会議	大津委員	意見	町内会には、古くから住まれている地元の方も多く、古いものを持っている方も多いが、お年寄りが多くなかなか動いてくれない部分はあるが、町会をとおして全市民に伝わるように、なにかそういう方法でやると広がるのではないのか。	町会を通し、市民へ広げる方策をとってはどうか。	・地域文化財顕彰制度はまさに町会や関連する団体等から御推薦をいただくことで運用しています。決定した後も、町会等を知っていただいて、地域の方にPRしていただくとか、そういう体制をうまく使わせていただけるとありがたいです。	第6章「文化財の保存・活用の推進体制」 ★ <b>提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する</b>
29	第2回 会議	金丸委員	意見	地名だとか、町の名前とか橋の名前とか、そういうところにすぐ特徴があって、地名と文化財、時代を一緒にまとめておくと、それを子供たちが学ぶと他の区や町に行っても自分の区にこういうところがあって、由来があって、名前もこういうのがあるんだよみたいな説明もできるのかなと思って、もしそういう余地があるのであれば考慮いただけたら助かります。	地名も地域の文化財を位置づけるストーリーの中へ位置付けてほしい	・地名そのものについては、明確に文化財として位置付けられていませんが、地域の歴史文化を伝えるものであり、関連文化財群のストーリーの中に組み込んでいければと考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-4「地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進」 ★ <b>意見趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する</b>
30	第2回 会議	中村委員	質問	文化財の活用ところでGIGA端末など環境や制度の変化への対応と書いていますけれども、先ほど井口委員がおっしゃってくださったようなデジタルアーカイブとか、そういうことは考えていますか。	文化財の活用の一環として、デジタルアーカイブなどはどのように考えているのか。	・資料の基礎的な情報をデジタル化していくことがまず先決で、その後どのような形でアーカイブ化していくかを検討していくことになろうかと考えます。	第4章文化財の保存活用に関する方針 4-2「市民参加型の保護活用体制の構築」 ○ <b>質問趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする</b>
31	第2回 会議	丹間委員	意見	地域総がかりで文化財の将来を考える仕組みが必要だということが前提になるのであれば「担い手の育成」が社会教育としてはすごく大事と思う。今の活動もあるけれども、もっと草の根の市民が自分で文章を書いたり、写真を撮ったりして登録していけるような、そういうレベルでの市民参加を考えていくことが大事では。市民参加型でデジタルアーカイブを整備していくことが大事ではないのか。	地域総がかりで文化財の将来を考える仕組みが必要だということが前提になるのであれば「担い手の育成」が社会教育としてはすごく大事と思う。	・地域計画においては「地域総がかりで」市民を巻き込んだ取組を進めることが非常に大切であることから、「担い手」として市民が参加できる仕組みづくりを検討していきます。	第4章文化財の保存活用に関する方針 4-2「市民参加型の保護活用体制の構築」 ★ <b>意見趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する</b>
32	第2回 会議	丹間委員	意見	学校連携では、出前授業や副読本への掲載だけでなく、一緒に授業をつくっていくとか、先ほどあったようなデジタルアーカイブに子供たちの作品を載せていくことがすごく今後につながる大事な取り組みだと思います。子供たちにとっても、自分たちが調べたことがアーカイブされていくことが、自分たちが地域とか歴史とかこれから作っていくことになるのかなと思います。今言われている社会に開かれた教育課程の大事な取組になると思うので、ぜひそういうことも肉付けしていったほうがいいのではないかと感じています。	学校連携では、出前授業や副読本への掲載だけでなく、子供たちにとっても、自分たちが調べたことがアーカイブされていくことが、自分たちが地域とか歴史とかを作っていくんだということになるのかなと思います。今言われている社会に開かれた教育課程の大事な取組になる。	・川崎市地域文化財顕彰制度は、子どもたちが調べたことをもとに、学校が文化財を推薦することができますので、このような取組を通じ子どもたちが自分たちが調べたことが地域の歴史や文化財に位置付け、アーカイブ化する取組として活用できるよう学校や教員への周知に努めていきたいと考えています。 ・デジタルアーカイブにつきましては、公開していく上で、内容の正確性や文化財所有者への許諾、著作権等の取り扱いなど、検討すべき課題がありますので、慎重な検討が必要であるとと考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ○ <b>意見趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする</b>
33	第2回 会議	岩木委員	意見	いま、高校では地域学習というと、地域のなかに入っていくって、そこでいろいろな活動をしながらまたそれを市のほうに提言したりしながら進めるといふ形の学習をしている。文化財の活用というこというと、ストーリーを投げてもらえば、おそらく子どもたちのほうでいろいろのものをくみながらでデジタルも強いので実際できるのではないかと感じました。丹間委員が仰ったように、市役所や教育委員会のほうで学校の中へ入っていただきながら、一緒にいろいろなものを作っていくという形でやっていただけたらいいのではないのか。	市役所や教育委員会のほうで学校の中へ入っていただきながら、一緒にいろいろなものを作っていくという形でやっていただけたらいいのではないのか	・どのような取組ができるのか、検討してまいりたいと考えております。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ○ <b>意見趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする</b>
34	第2回 会議	井口委員	意見	デジタルという文脈だと、実はお金をかけて独自に何かやらなければいけないというよりは、広く公開して活用するという視点さえあれば、つくることから市民を巻き込んでいくということができる世の中になってきているので、そういう段階から引き込むというのもありなのかなという風に思います。誰がどのタイミングで活用に関わってくるのか、それをだれが考えるのかということが今の計画上わからないかと思いましたが、	市民を巻き込む方策について、誰がどのタイミングで活用に関わってくるのか、それをだれが考えるのか、現時点の資料ではわからない	・現状と課題を踏まえて取組の方針を今後記載していくことになります。なお、市民を巻き込んでいく仕組みについては、対象とする事業や手法、体制など十分な検討が必要と考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 4-2「市民参加型の保護活用体制の構築」 ○ <b>意見趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする</b>

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント	④ご意見・提案等への対応
35	第2回 後 意見書	中村委員	提案	「地域総がかりで文化財の将来を支える仕組みづくりが必要」とするのであれば、学校や地域活動をしている人々が、デジタルアーカイブに参加できる仕組みを作るのが良いのではないのでしょうか。高校生を活用できたら、本当に素晴らしいと思います。	学校や地域活動をしている人々が、デジタルアーカイブに参加できる仕組みを作るのではないかと。	・文化財のデジタルアーカイブ化の目的は、貴重な文化財の映像等をデジタルデータとして保存し、インターネット等を通じて普段見ることのできない文化財に気軽に触れてもらうほか、現物が劣化・損傷してしまっても、学術的にも利用できる文化財情報としてを後世に伝えていくことです。 ・川崎市の場合、行政による文化財の情報のデータベース化が完了していない状況ですので、まずは文化財の現状と過去の調査データ等を紐づける作業が必要と考えています。 ・市民の皆様は協力をいただきながら、文化財の所在状況や保存状態等の情報を収集するなど、市民参加型で文化財の保存・活用を推進することは、周知・啓発という面でも、有用であると考えています。 ・市民から寄せられた情報や市民参加により作成したデータを、デジタルアーカイブとして発信していくためには、内容の正確性や学術的な裏付け作業が必要であると考えていますので、どのような仕組み・体制で取り組むのか、十分な検討が必要と	第4章文化財の保存活用に関する方針 4-2「市民参加型の保護活用体制の構築」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
36			提案	プラットフォームだけ作り、コンテンツは市民が作ってあげれば、市制100年を迎える川崎らしい取り組みになると考えられます。	市がプラットフォームをつくり、コンテンツは市民がつくっていくような取組を行えば、市制100年を迎える川崎らしい取組となるのではないかと。		第4章文化財の保存活用に関する方針 4-2「市民参加型の保護活用体制の構築」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
37	第2回 後 意見書	奥平委員	意見	学校教育とのさらなる連携が必要ではないかと思いました。	学校教育との更なる連携が必要ではないかと。	・学校教育との連携は大変重要であると考えています。単なる学校の負担増とならないよう、現状の取組の活用や連携の手法・仕組み等を丁寧に検討していくことが必要であると考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ◆提案趣旨を記載に反映
38			提案	今のご提案では学芸員の出前授業、副読本への掲載などが想定されておりそれ自体は意味があると思いますが、子どもたちにとっては少し受け身学習になってしまう懸念もあります。	子どもたちが主体的に行う探求学習や、さまざまな地域活動の中で、文化財をデジタルで記録し、デジタルマップ等のコンテンツに反映させていくような企画があれば、次世代への継承や担い手の発掘、地元への理解など、さまざまなメリットが同時に担えると思う。	・「川崎市地域文化財顕彰制度」を活用し、「総合的な学習」や「地域しらべ」等といった学校で扱う単元のなかで、文化財を調べたり、記録したりする活動に取り入れてもらえるよう、校長会や社会教育研究会等への働きかけをしていきたいと考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ★提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する
39			提案	(4)で活用の担い手の計画もありましたが、子どもたち自身の探求学習、地域活動のなかで文化財を(デジタル)記録し、それをデジタルマップのコンテンツに反映させていくような企画があれば、次世代への継承、担い手の発掘、地元への理解、などさまざまなメリットが同時に担えるように思います。	子どもたちが撮影した写真やコメントなどを、リアルタイムでSNSに反映していくような取組を検討してはどうか。	・子どもたちのSNS利用については、ネットリテラシーの確保等の課題があり、また、投稿した情報の正確性や文化財所有者への許諾、著作権等の取り扱いなど、検討すべき課題がありますので、慎重な検討が必要であると	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
40			提案	・子どもの撮影したスマホでの写真とコメントがリアルタイムでSNSに反映されていく	子どもたちの夏休みの自由研究で文化財をテーマにしたものを、デジタルアーカイブとして公式にストックしていくような取組を検討してはどうか。	・子どもたちの自由研究を活用していく取組については、子どもの興味・関心を文化財等に向けただけでなく、子どもたちにとっても達成感等を高める取組になると思います。 ・デジタルアーカイブにつきましては、公開していく上で、内容の正確性や文化財所有者への許諾、著作権等の取り扱いなど、検討すべき課題がありますので、慎重な検討が必要であると	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
41			・授業を動画で残す	寺子屋特別版「子ども博士の授業」のような、子どもによる子どもと大人のための授業を実施してはどうか。また、そうした授業を動画で残し、活用するなどしても良いかもしれない。	・地域の寺子屋事業との情報共有・連携を含めて検討したいと考えています。 ・授業の動画につきましては、デジタルアーカイブ的な活用もあろうかと思いますが、近年、肖像権等の観点から保護者の許諾等の課題等がありますので、慎重な検討が必要と	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする	
42	第2回 後 意見書	石川委員	提案	文化財保護の両輪ともいえる「保存」と「活用」について考察すると、底辺からの盛り上げこそ、必要であり、たいなる意識づけが不可欠である。「重要性への目覚め」や「揺り起こす作業」に取り組みたい。できれば「楽しむ」「笑う」の目線をいれて広がりや親しみやすさを掘り起こす。たとえば「知る」「見る」「触れる」のステップを踏んだ「つながり」への道づくり。 【具体的には】 地域振興、観光資源、産業振興につながることを考えると、まちづくりの協議会、観光協会、町内会自治会等の組織をつなぐ地域コミュニティを利用し展開する。 ① 青少年指導員による活動プログラムに「地域のスタンブラー」の中に、文化財スタンブラーを取り入れる。 ② スポーツ推進指導員の「歩こう会」に地域文化財を訪ねるプログラムを加える。 ③ 地域による文化財協議会の編成⇒例えば「影向寺を地域で守る会」を立ち上げ宮前区野川地域の自治会が集まり、身近にある文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について考える。	青少年指導員による活動プログラムで実施している「地域のスタンブラー」の中に、文化財スタンブラーを取り入れてみて良いかもしれない。	・実現したら大変有り難い取組であると思います。具現化に向けて、是非、関係団体の御紹介等、御協力をお願いいたします。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ★提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する
43			提案	① 青少年指導員による活動プログラムに「地域のスタンブラー」の中に、文化財スタンブラーを取り入れる。 ② スポーツ推進指導員の「歩こう会」に地域文化財を訪ねるプログラムを加える。 ③ 地域による文化財協議会の編成⇒例えば「影向寺を地域で守る会」を立ち上げ宮前区野川地域の自治会が集まり、身近にある文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について考える。	スポーツ推進指導員の「歩こう会」に地域文化財を訪ねるプログラムを加えてみて良いかもしれない。	・実現したら大変有り難い取組であると思います。具現化に向けて、是非、関係団体の御紹介等、御協力をお願いいたします。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ★提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する
44			提案	③ 地域による文化財協議会の編成⇒例えば「影向寺を地域で守る会」を立ち上げ宮前区野川地域の自治会が集まり、身近にある文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について考える。	「影向寺を地域で守る会」を立ち上げ宮前区野川地域の自治会が集まり、身近にある文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について考えるなど、地域による文化財協議会を編成してはどうか。	・麻生区岡上地区などでは、地域文化財に決定した文化財について、町会として解説版を設置しています。このような地域のコミュニティが文化財の活用に取り組む機運を地域計画の作成を通じ醸成していきたいと考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 4-2「市民参加型の保護活用体制の構築」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする
45	第2回 後 意見書	秋元委員	提案	(前回の奥平委員の提案「歌にする」「映像にする」など、エンターテインメントから文化財へのアプローチする取組も効果があると思う。について) ・「映像にする」…①監督:川崎市出身である濱口 竜介氏、プロデューサー:麻生区の日本映画学校(現:日本映画大学)卒業生である山本 晃久氏(第94回アカデミー賞において 国際長編映画賞に輝いた「ドライブ・マイ・カー」の監督、プロデューサー) ②川崎市立の小学校、中学校、高等学校の出身者であり、多摩区在住作家でもある、島田 雅彦氏 ・ロケ地(案) 多摩丘陵、小沢城址、日本民家園、三沢川、多摩川、ミュージアム川崎シンフォニーホール ・「歌にする」ピオラ演奏者(案)洗足学園音楽大学の首席卒業生、同大学院修了者であるピオラ演奏者、生野 正樹氏	歌や映像など、エンターテインメントから文化財へのアプローチする取組で、映像では、監督を川崎市出身の濱口竜介氏、プロデューサーを日本映画学校卒業生の山本晃久氏、脚本を多摩区在住作家の島田雅彦氏、ロケ地は多摩丘陵や小沢城址、日本民家園、三沢川、多摩川、ミュージアム川崎シンフォニーホールなどを採用してはどうか。また歌では、ピオラ演奏者の洗足学園音楽大学大学院修了者の生野正樹氏を採用してはどうか。	・川崎市には、各分野において活躍されている方がおられますので、そういった方々に御協力いただくことは有用であると思いますので、計画策定後の具体的な取組の際に参考させていただきたいと考えています。 ・演劇や歌などの文化活動を通じて、文化財の周知や活用・魅力発信につなげるという視点は有用でありますので、計画策定後の具体的な取組の参考させていただきたいと考えています。 ・演劇や音楽などの関連団体の方々との情報共有や連携という視点でも、是非、御協力をお願いしたいと考えています。川崎市には、各分野において活躍されている方がおられますので、そういった方々に御協力いただくことは有用であると思いますので、計画策定後の具体的な取組の際に参考させていただきたいと考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント	④ご意見・提案等への対応
46	第3回会議	秋元委員	意見	・関連文化財群②工業都市川崎ものづくりを構成する文化財に、宮古島台風 の市民からの見舞金の返礼として送られた石敢當が民家園や川崎駅前にある が、これをいれてはどうか。	・関連文化財群②工業都市川崎ものづくりを構成する文化財 に、宮古島台風の市民からの見舞金の返礼として送られた石敢 當が民家園や川崎駅前にあるが、これをいれてはどうか。	・関連文化財群を構成する文化財として、検討します。	第4章 第4章文化財の保存活用に関する方針 5 (2)「関連文化財群」 ◆提案趣旨を記載に反映
47	第3回会議	大津委員	意見	連合町会でも文化財について説明した。多摩区宿河原では、ニヶ領用水を受 する会や桜を守る会が活動しており、地域文化財についても推薦できそうなもの があると聞いている。	連合町会でも文化財について説明した。多摩区宿河原では、 ニヶ領用水を受する会や桜を守る会が活動しており、地域文化 財についても推薦できそうなものと聞いている。	・ニヶ領用水に関わる市民活動団体として、今後ご協力をお願いしたいと 考えています	第6章「文化財の保存・活用の推進体制」 ★提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みと して検討する
48	第3回会議	大津委員	意見	橘樹官衙遺跡群に関連して、府中の武蔵国府や、東山道から東海道への配属 替えなど、他地域との連携も必要ではないか。	橘樹官衙遺跡群に関連して、府中の武蔵国府や、東山道から東 海道への配属替えなど、他地域との連携も必要ではないか。	・第6章の計画を推進する体制において、隣接及び歴史文化の関わりのある 他都市との連携を掲げていますので、記載内容を検討します。	第6章「文化財の保存・活用の推進体制」 ◆提案趣旨を記載に反映
49	第3回 後意見 書	奥平委員	提案	・現代の文化遺産ともいえる川崎の工場夜景をツアーにしている団体もいらっ しゃると思います。ジャストアイデアですが、今回のストーリー建てした文化財ツ アーを民間の旅行会社などに依頼してパッケージ化することはいかがでしょう か？	関連文化財群のツアーをパッケージ化して販売してはどうか？	・これまでも実施している文化財現地特別公開や、史跡めぐり、文化財講座 等の活用事業について、今後は関連文化財群の視点もより取り入れていき たいと考えています。 ・市観光協会や市の観光関係部署に文化財の活用について周知を図り、情 報共有・連携することにより、例えば産業遺産の視点による工場夜景ツア ーを企画してもらうことなども考えられます。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 第6章「文化財の保存・活用の推進体制」 ★提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みと して検討する
50	第3回 後意見 書	奥平委員	意見	・自身関わっている市民ミュージカル「なかはらミュージカル」では2024年3月の 公演で「アミガサ事件」を取り上げることを決定しました。また幸区で立ち上って いる市民ミュージカルでは夢見が崎の太田道灌をとりあげると聞いています。繰り 返しになりますがアート/エンタテインメントの力をお借りすることで子どもたち、 広く市民の方にも楽しく、親しみを持っていただける機会を提供できるように思いま す。	アート/エンタテインメントの力をお借りすることで子どもたち、広 く市民の方にも楽しく、親しみを持っていただける機会を提供でき るのは、	・文化財の所管課が直接アートやエンターテインメントを展開することは難しい ですが、題材についての情報提供等できることがありましたら、ぜひお声が けいただければと考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○意見趣旨を計画策定後の具体的な取組みの 参考とする
51	第3回 後意見 書	下田委員	提案	奥平氏の提案「学校教育とのさらなる連携が必要」の追加意見 教材として「かわさきのむかし話」(萩坂 昇(著)北野書店)を使い、①朗読 ② 実地検索 ③昔語りの会(サークル)との交流 ④紙芝居作り ⑤絵本作り 等 が考えられる。	学校教育との連携の手法として、「川崎の昔話」を活用してはどうか？	・学校の図書ボランティア等を通じて「川崎の昔話」の情報提供を行うなどし ていきたいと考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の 推進」 ○提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの 参考とする
52	第3回 後意見 書	下田委員	提案	関連文化財群の設定の考え方において、4つめの「市民の発案により充実・ 新たな展開」→より「具体的」な市民参加の提案を入れる。たとえば「総合文化連 絡会」など市民の文化活動団体やグループとの協力と連携を強めるなど。	関連文化財群の設定の考え方において、4つめの「市民の発 案により充実・新たな展開」→より具体的な市民の文化活動団体 やグループの名称を掲げ協力と連携を強める等と記載する。	・現在の記載「市民の発案」に「地域関連団体の提案に」を追記等を検討し ます。また、文化財の保存・活用における方針4-2「市民参加型の保護活 用体制の構築」における措置に、反映したいと考えています。	第6章「文化財の保存・活用の推進体制」 ◆提案趣旨を記載に反映
53	第3回 後意見 書	下田委員	提案	(2)関連文化財群に関する事項 ※テーマの追加 ① 川崎市戦争遺構めぐり＝川崎市には各所に戦争の遺構が有り、過去のこ とを知り 平和を願う心を養う。それは、生徒のみならず戦争を知らない若い教員や青年た ちにも役立つ。いわゆる川崎版「平和学習」の一つといえる。 ＝①生田緑地の明治大学構内の旧登戸研究所(会館)・実験死動物の慰霊塔 (多摩区) ②川崎市平和館と裏の被爆アオギリ(広島)クスノキ(長崎)(中原区) ③青少年の家の「お化け灯籠」(宮前区)④韋駄天神社(多摩区)⑤蟹ガ谷陸軍 通信隊地下壕(高津区)⑥ ※留意点:1日では無理なので回る計画(2回とか3回とか)又事前準備(事前学 習と計画)がいる。	(2)関連文化財群に関する事項として、戦争遺構をテーマとして 追加してはどうか。	・ご提案の「旧陸軍登戸研究所」や「お化け燈籠」等のほか、戦没者記念碑 など、数多くの戦争関連文化財が地域文化財となっています。共通のスト ーリー、テーマにより周知・活用を行うよう、計画策定後の具体的な取組の参考 にさせていただきますと考えています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ★意見趣旨を計画策定後の具体的な取組みと して検討する
54	第3回 後意見 書	石川委員	提案	1)文化財保護の資金調達に「ふるさと納税」(寄付金・クラウドファンディング)を 活かしたい。100周年も併せて企業による寄付も訴える。 ・文化財の意義と魅力を解説し、SMS等でアピールする。 (寄付金・クラウドファンディング) ①川崎市の文化財を紹介するホームページを立ち上げ、この素晴らしい文化財 を維持管理するために「文化財を守るふるさと納税」(寄付金・クラウドファンディ ング)を訴える。 Ex)川崎市平間寺、影向寺、絵画、仏像を守ることの必要性を語り、 「くずもち」「たまずんTシャツ」をプレゼントする。 ②川崎市立日本民家園のホームページにアップし、その歴史的意義と魅力を 紹介し 維持管理をアピールし、「文化財を守るふるさと納税」(寄付金・クラウドファン ディング)を訴える。	市の文化財や民家園の建築の歴史的意義と魅力を紹介し、ふ るさと納税のメニューとしてはどうか。	・民家園の建築に関するふるさと納税は既に実施済み、文化財課では橘樹 官衙遺跡群の活用に関わる古代衣装のふるさと納税について本年度実施 し、SNSでも発信をしています。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○意見趣旨を計画策定後の具体的な取組みの 参考とする

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント	④ご意見・提案等への対応
55	第3回 後意見 書	石川委員	提案	2)市制100周年記念切手制作・販売による ① 財源確保 ② 文化財認知度アップ	記念切手制作・販売による財源確保や文化財の認知度アップをめざしてはどうか	・2024年度の市制100周年のみならず、継続的な文化財の認知度アップにつながる取組みについて、検討します。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-1「文化財に関する積極的な情報発信」 ○ <b>意見趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする</b>
56	第3回 後意見 書	齋藤委員	提案	スポーツ協会職員には、ノルディックウォークの指導者がおります。そこで文化財を巡るウォーキングツアーを開催することが考えられます。実際に文化財を現地に赴き、歴史的な価値や調れなど文化財を説明するガイドさんの話を聞きながらコースを巡ることで、文化財の価値や魅力を伝えるとともに、自身の健康づくりのために良いと思いました。	スポーツ協会職員には、ノルディックウォークの指導者がおります。そこで文化財を巡るウォーキングツアーを開催する。	・実現にむけ、どのような連携が可能か検討していけたらよいと思います。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ★ <b>提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する</b>
57	第3回 後意見 書	齋藤委員	提案	川崎市青少年の家(指定管理事業)は、宿泊可能な施設なので青少年の団体・サークルが泊りで文化財に関する学習活動をする際の拠点にさせていただき、地域づくりに活かしていくことも良いかと思いました。	川崎市青少年の家を青少年の団体・サークルの文化財に関する学習活動の拠点としてはどうか	・実現にむけ、どのような連携が可能か検討していけたらよいと思います。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ★ <b>提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する</b>
58	第3回 後意見 書	河村委員	提案	子育て中は、子どもと共に親も地域に育てられる時期。市民館や分館、図書館などの社会教育施設や、身近な施設であることも文化センターで、地域文化について楽しみながら知ることのできるイベントが親子(4・5歳児～小学低学年くらい)を対象に開催されれば、子どもにプラスして親にも伝えていくことができます。指定管理の募集要項や仕様書に加えたり、審査の際の加点につながることを示したりすることで、施設としての企画実施に繋がればと思います。	市民館や分館、図書館などの社会教育施設や、身近な施設であることも文化センターで、地域文化について楽しみながら知ることのできるイベントが親子(4・5歳児～小学低学年くらい)を対象に開催されれば、子どもにプラスして親にも伝えていくことができるので、指定管理の募集要項や仕様書に加えたり、審査の際の加点につながることを示してはどうか、	・親子対象のイベントの効果は非常に大きいと考えますので、施設とどのように連携ができるか検討していきたいと思います	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ★ <b>提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する</b>
59	第3回 後意見 書	河村委員	提案	子どもが小さい時、自主保育の活動の中で、世田谷区のふるさとめぐり「てくてく」に子どもたちと一緒に参加しました。川向こうの街ですが、てくてくに参加したこと、世田谷区のことをたくさん知るきっかけになりました。川崎市でもこのような取り組みができるのではないかと考えていました。 <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/theme/kanko/002/003/003/d00039490.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/theme/kanko/002/003/003/d00039490.html</a>	世田谷の事例のまちの旧跡名所をめぐりながら、標柱の拓本をとり、自分だけの「てくてくぶっく」をつくるような取組を川崎でも行っているかどうか。 (「てくてくぶっく」は世田谷区ホームページに掲載されている市民団体の活動事例)	非常に面白い取組をご紹介いただき、ありがとうございます。 事例を参考に本市でどんなことができるか、検討していきたいと思います。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ★ <b>提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する</b>
60	第3回 後意見 書	河村委員	提案	子どもが年長児の頃、平瀬川歩きや多摩川歩きをよくしました。等々力溪谷から多摩川に向けて歩いたこともあります。毎回誰かがマップを作って、スタンプラリー形式にしている、子どもたちも達成感があるのか、大好きな活動でした。参加する側としてはスタンプラリーのような企画が、子どもと一緒に楽しみやすいように思います。スタンプラリーの用紙があれば(市民館・公文・区役所などで配布)、園や育児グループなどでも取り組みやすい活動になるように思います。	スタンプラリー形式にし、市民館や公文、市役所で配布すると、園や育児グループなどにも取組やすい活動になるのでは。	未就学児の保護者など、若い世代へのアプローチ方法として参考にします。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ★ <b>提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する</b>
61	第3回 後意見 書	河村委員	提案	私たちの団体では子育て中の人たちに向けて公式LINEで地域の情報発信を行っていますので、親子向けのイベント等が企画された場合には、積極的に情報発信させていただきたいです。	団体でも、親子向けのイベント等が企画された場合には、積極的に情報発信したい	ありがとうございます。 情報提供の仕組みを考えたいと思います。	第4章文化財の保存活用に関する方針 3-2「文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進」 ★ <b>提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みとして検討する</b>
62	第3回 後意見 書	河村委員	意見	文化財について活動している団体が活動しやすくなるようにアンケートやヒアリングを行うと共に、横のつながりを作ったり、活動場所を確保しやすくなるように相談に乗ったりといった支援を、必要に応じてできると良いと思います。	文化財について活動している団体の支援を必要に応じてできるとよい。	文化財の保存・活用に関わる市民活動団体との連携を強化することは大切なことだとかがえていますので、横のつながりづくりやどのような支援が必要かなど、把握をすすめていきたいと考えています。	第6章「文化財の保存・活用の推進体制」 ◆ <b>提案趣旨を記載に反映</b>
63	影向寺、橋樹郡家跡視察	秋元委員	提案	橋樹官衙遺跡群等周辺施設を川崎市民を中心とする人びとが見学されるに当たり、多摩丘陵(千年伊勢山台)から武蔵小杉のタワーマンション群および多摩川を超えた先を俯瞰することにより、影向寺で発見された「无射志国住原評」銘瓦が焼成された住原評(郡)の地域が広がる(立地)を案内板等により広報すれば、影向寺と橋樹郡家跡との一体性を体感するうえで一助となるのではないのでしょうか。	官衙遺跡群から武蔵小杉や対岸を俯瞰できる場所に案内板を立てることで、遺跡群の立地や官衙の意義を体感する一助となるのでは。	・今後の「橋樹官衙遺跡群整備基本計画」において検討します。	第4章文化財の保存活用に関する方針2-2「保存・活用のための個別計画の策定・運用」 ○ <b>提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする</b>
64	影向寺、橋樹郡家跡視察	秋元委員	その他	お土産に頂戴した「瓦せんべい」は、「无射志国住原評」銘瓦発見の由来を食感で体験するという意味では(可食化)につながりますが、影向寺でお布施(お志)と引き換えに「瓦せんべい」を土産とすることが可能となれば、参拝客のみならず見学者も気兼ねなく影向寺のお手洗いを拝借することができるのではないのでしょうか。 過去の橋樹郡家跡見学で自分自身が難儀したのは、お手洗い探してあったことをここに申し添える次第です。	橋樹郡家跡見学で自分自身がこれまでに難儀したのは、お手洗いを探してあったので、影向寺のお手洗いを拝借するにあたって、お土産品の購入をするようにしてはどうか。	・影向寺のお土産販売やトイレの使用については、宗教法人として判断されることと考えます。 ・橋樹官衙遺跡群周辺におけるトイレ等利用者の利便性向上については、「橋樹官衙遺跡群整備基本計画」において検討します。	第4章文化財の保存活用に関する方針 2-2「保存・活用のための個別計画の策定・運用」 ○ <b>提案趣旨を計画策定後の具体的な取組みの参考とする</b>